



平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ベ リ サ ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 井 清 孝
(コード番号:3724 東証一部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 高 橋 豊
(電話番号:03-5909-5700)

株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び配当予想の修正等に関するお知らせ

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成25年6月21日開催予定の第12回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割の実施及び単元株制度の採用の目的

平成24年4月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が100株又は1,000株以外の上場会社は、単元株式数を100株とすることが義務付けられました。これを踏まえ、1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年9月30日最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

平成25年5月21日の発行済株式総数(26,084株)を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	26,084 株
② 株式の分割により増加する株式数	2,582,316 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	2,608,400 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	6,400,000 株

(3) 分割の日程

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 基準日 公告日 | 平成25年9月13日(金) |
| ② 基準日 | 平成25年9月30日(月) |
| ③ 効力発生日 | 平成25年10月1日(火) |

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考) 平成25年9月26日(木)をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(以下に示します条項は、定款の変更案の条項を示します。)

(1) 変更の理由

(A) 上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」記載の株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い、平成25年10月1日(火)を効力発生日として、所要の変更を次のとおり行います。

- ① 第6条(発行可能株式総数)につきましては、当社の発行可能株式総数を現行の64,000株を、640万株に変更するものです。
- ② 第8条(単元株式数)につきましては、株式の分割と同時に単元株制度を採用し、当社の単元株式数を100株とする旨の規定を新設するものです。
- ③ 第9条(単元未満株式についての権利)につきましては、単元株制度の採用に伴い、単元未満株式を有する株主の権利にかかる規定を新設するものです。
- ④ 第10条(単元未満株式の売渡請求)につきましては、単元株制度の採用に伴い、単元未満株式の売渡請求にかかる規定を新設するものです。

(B) 剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、第38条(剰余金の配当の基準日)に所要の追加・変更をするものです。

(C) 規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものです。

(D) 附則第1条及び第2条につきましては、第6条の変更、第8条ないし第10条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力にかかる規定を新設するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

平成25年6月21日開催予定の第12回定時株主総会において、(1)の(A)から(D)に記載の全ての変更を定款変更案として付議する予定です。

定款変更の効力発生日 平成25年10月1日(火) (ただし、(1)の(B)につきましては、平成25年6月21日開催予定の第12回定時株主総会にて決議後直ちに効力を生じるものとします。)

5. 今回の株式分割に伴う平成26年3月期の配当予想の修正について

上記の株式分割に伴い、株式分割後となる平成26年3月期の配当予想につきましては、平成25年4月24日に公表いたしました「平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の予想金額を以下のとおり修正いたします。

(基準日)	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (平成25年4月24日公表)	1,000円	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>
今回修正予想	1,000円(注1)	<u>15円</u> (注2)	<u>—</u> (注3)
前期実績 (平成25年3月期)	1,000円	1,500円	2,500円

(注1) 株式分割実施前の配当予想となります。

(注2) 株式分割実施後の配当であり、分割実施を考慮しない場合の期末配当予想金額は1株当たり1,500円となります。

(注3) 株式分割を考慮しない場合の年間配当予想金額 2,500円であり、実質的な変更はありません。

6. その他

株主優待については、毎年 9月30日、3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載されている株主の方に対し、一律 QUOカード(クオカード) 500円分を贈呈させていただいておりますが、上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって、基準を以下のとおり変更いたします。

なお、実質的な株主優待の基準に変更はありません。

<p><現行></p> <p>毎年9月30日、3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載されている株主の方に対し、<u>1株</u>以上の当社株式を保有されている株主様に対して、一律 QUOカード(クオカード) 500円分を贈呈させていただきます。</p>
<p><変更後></p> <p>毎年9月30日、3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載されている株主の方に対し、<u>100株</u>以上の当社株式を保有されている株主様に対して、一律 QUOカード(クオカード) 500円分を贈呈させていただきます。</p>

※ なお、平成25年9月30日基準の株主優待につきましては、1株以上を保有している株主名簿及び実質株主名簿に記載されている株主の方に対し実施いたします。

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>64,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>640万株</u> とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u>
(新 設)	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
(新 設)	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(新 設)	(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
(新 設)	(2) <u>会社法第166条第1項に規定による請求をする権利</u>
(新 設)	(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(新 設)	(4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(新 設)	<u>(単元未満株式の売渡請求)</u>
(新 設)	第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。
第8条 ～ 第33条	第11条 ～ 第36条
(条文記載省略)	(現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(新 設)	第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第34条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し期末配当をすることができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第35条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更、第8条ないし第10条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成25年10月1日をもってこれを削除するものとする。</u></p>